

## 次期総合計画の策定基本方針について

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年に策定した「第3次米子市総合計画～米子いきいきプラン2016～」(計画期間：平成28年度～平成32年度)に基づき、総合的かつ計画的にまちづくりに取り組んでいます。

また、平成27年には人口減少・少子化に対応し、直面する課題に総合的かつ戦略的に取り組むため、「米子がいな創生総合戦略」(計画期間：平成27年度～平成31年度)を策定し、地方創生に資する施策を推進しています。

これら2つの計画は、一体的に推進を図る必要があるため、このたび1年早く迎える総合戦略の改訂を機に、2つの計画を同時に次期総合計画として策定することとします。

次期総合計画は、概ね10年後の本市がめざす姿(ビジョン)を市民と共有し、また、多様化・複雑化する行政課題に柔軟に対応しつつ、戦略的にまちづくりを進めていくための指針として策定することとします。

### 2 計画の位置付け

次期総合計画は「米子市民自治基本条例」第24条に基づき策定し、その内容に「まち・ひと・しごと創生法」第10条に規定する事項を含む計画とします。

#### 【参考1】米子市民自治基本条例(抜粋)

第24条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

- 2 市は、総合計画について、適宜、検討及び見直しを行います。
- 3 市長は、総合計画の達成状況のほか、前項の規定により検討及び見直しを行ったときは、その結果を公表します。

#### 【参考2】まち・ひと・しごと創生法(抜粋)

第10条 市町村(略)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

### 3 計画の名称

次期総合計画の名称は、「米子市まちづくりビジョン」とします。

ただし、今後の策定審議会の検討等によっては、これを変更する場合があります。

### 4 計画の構成

次期総合計画は、基本構想（ビジョン）及び基本計画（プラン）で構成します。

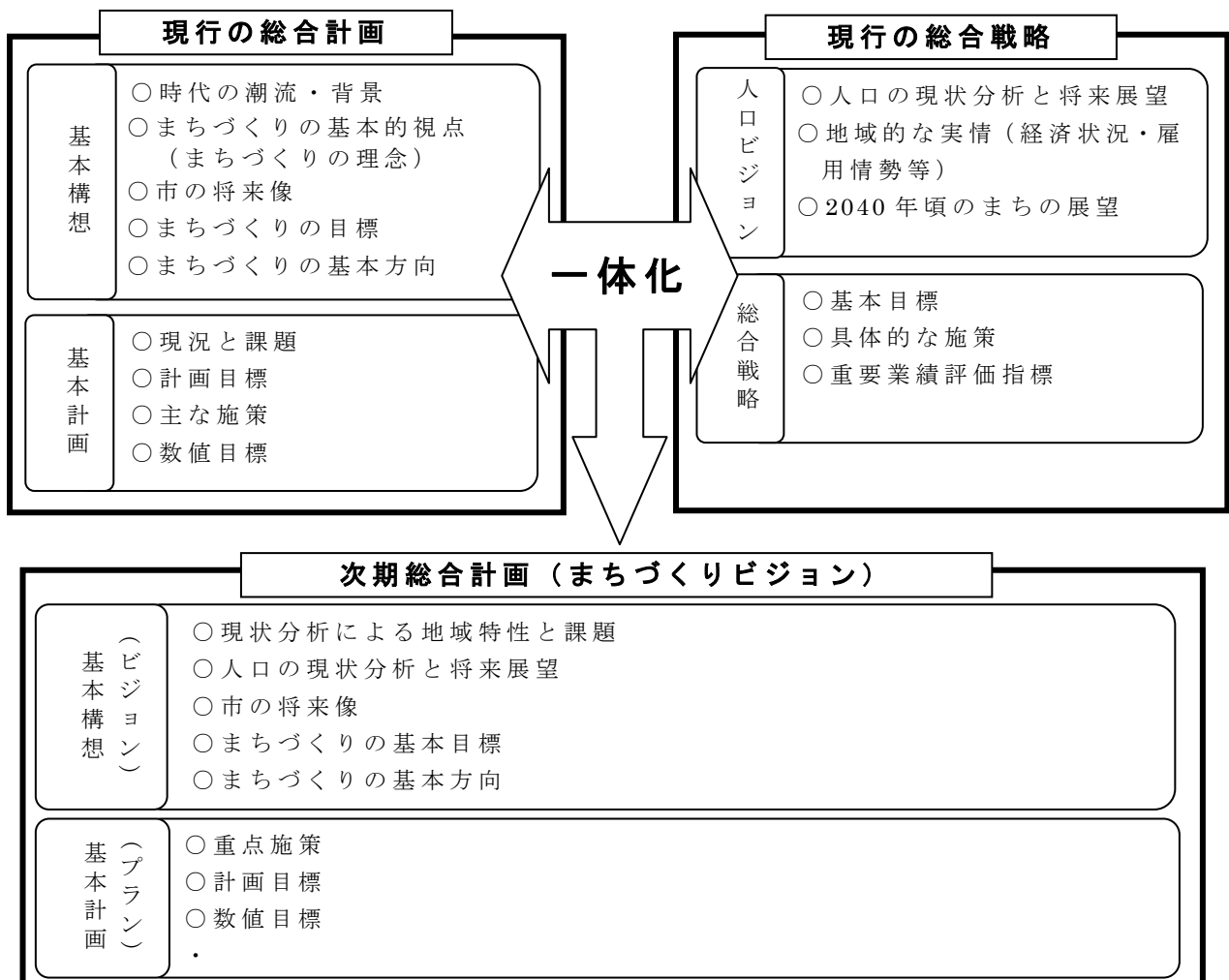
#### (1) 基本構想（ビジョン）

基本構想（ビジョン）は、市政運営の指針となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本的な考え方や将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開するまちづくりの目標や基本構想を推進するための取組方針を体系化し示すこととします。また、人口減少への対応が重要な課題であることから、本市の将来の人口ビジョンを示します。

#### (2) 基本計画（プラン）

基本計画（プラン）は、基本構想（ビジョン）において設定したまちづくりの目標を実現するための基本的な方向性を総合的かつ体系的に示し、重点的に取り組むべき施策の整理を行い、計画目標や数値目標を定めることとします。

#### (参考) 次期総合計画のイメージ図



## 5 計画期間

基本構想の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年とし、基本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年とします。

次期総合計画の計画期間

| 年 度            | 2                             | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|----------------|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|
| 基本構想<br>(ビジョン) | 基本構想（ビジョン） 10年<br>目標年次：令和11年度 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 基本計画<br>(プラン)  | 基本計画（プラン） 5年<br>目標年次：令和6年度    |   |   |   |   |   |   |   |    |    |

## 6 計画策定体制

### (1) 審議機関

総合計画の策定について広く様々な視点からの意見を求めるため、学識経験者、有識者及び公募委員で構成する総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じて計画案について審議し、答申を行います。

また、淀江地域審議会においても、諮問・答申を行います。

### (2) 市民参画

計画の策定にあたり、幅広く市民の意見やアイデア等を把握し、計画案へ反映させるため、策定過程の情報提供を積極的に行うとともに、次のとおり市民参画の機会の確保に努めます。

#### ① まちづくりに関する提案・意見募集

総合計画を策定するにあたり、市民からまちづくりに関する提案・意見を募集し、内容を取りまとめ公表します。

#### ② パブリックコメント

総合計画案を市のホームページ等で公表し、広く市民から意見や情報を求め、寄せられた意見等に対する市の考えを公表します。

#### ③ 市民への情報発信

審議会等の計画策定の進捗状況を市のホームページや広報等に公開し、積極的な情報発信を行います。

#### ④ 市民説明会の開催

地区ごとに市長による市民説明会を開催し、市民からの意見を直接お伺いします。

## 7 策定スケジュール

次期総合計画は、令和2年3月を目途に策定します。